

## 2・4 バラスト水排出規制

### 1. バラスト水管理条約の発効要件充足

平成 16(2004)年 2 月に国際海事機関(IMO)で採択されたバラスト水管理条約は、船舶から排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D2 基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水管理装置(BWMS)の搭載が必要となる。平成 28(2016)年 9 月 8 日にフィンランドが条約を批准したことにより、批准国が 52 か国、合計船腹量が世界船腹量の 35.14%となり条約の発効要件を充足、採択から 13 年を経て、平成 29(2017)年 9 月 8 日に条約が発効する事が決定した。

平成 24(2012)年 10 月の IMO 第 64 回海洋環境保護委員会(MEPC64)において、いくつかの船主国から BWMS 搭載状況の報告が行われたところ、BWMS の搭載が進んでいないことが判明し、条約に定められた搭載期限通りの BWMS 搭載が困難であるとの認識が共有され、BWMS 搭載スケジュール見直しの検討が行われた結果、平成 25(2013)年 12 月の IMO 総会において、我が国提案による「条約発効までに BWMS 搭載が義務付けられる既存船について条約発効から当該船舶が保有する国際油汚染防止証書(IOPP 証書)の有効期間満了(最大 5 年間)に対応する更新検査まで BWMS の搭載を猶予すること」等を内容とする IMO 総会決議案が採択された。

### 2. MEPC69 および MEPC70 の審議結果

#### (1)BWMS 搭載期限見直しに関する条約改正

平成 28(2016)年 4 月の MEPC69 において、リベリアから既存船について BWMS の搭載期限を最大 5 年間延長するという総会決議をさらに 10 年延長(最長 15 年)する内容の改正提案があったが、条約発効直前の変更は、関係業界に混乱を招くことや IMO の信頼を損なうこと等の懸念が指摘され、十分な支持を得られず否決された。

続く平成 28(2016)年 10 月の MEPC70 では、リベリアとインドが共同で総会決議の搭載期限を 5 年延長(最長 10 年)する修正案と WSC、ICS などの業界団体が共同で 2 年延長(最長 7 年)する 2 案が提案され、審議の結果総会決議維持が合意されたが、延長提案がある程度の支持を得た為、次回の MEPC で再度審議する事が決定された。

#### (2)BWMS 承認の為のガイドライン改正(G8 ガイドライン改正)

機器承認済の BWMS について、条約発効後の実運用において D2 基準超過の頻発が懸念される為、現行試験基準を強化すべきという業界団体の要望により、バラスト水管理条約の G8 ガイドライン改正が提案された。MEPC66 後に設置された G8 改正に関する通信部会(CG)において改正案検討が継続して実施され、MEPC のレビューグループで詳細検討の結果、MEPC70 で改正 G8 が採択された。G8 改正により、平成 32(2020)年 10 月 28 日以降は、改正 G8 に従って型式承認を取得した BWMS を搭載しなければならない。

### (3)条約の発効・実施に向けた今後の作業計画(ロードマップ)

MEPC68 おいて、処理設備の稼働、サンプリング実施等の経験を蓄積し、D2 基準を超えた事例、その時の BWMS の詳細、原因等のデータを収集するための経験蓄積期間(Experience Building Phase)を必要な年数追加し、D2 基準を超えた場合の緊急対処方策について、旗国、船主が合意可能な解決策のための協議を実施するロードマップが合意された。ロードマップをさらに発展させるために、経験蓄積期間の位置付け、実施内容を具体的に検討する CG の設置が MEPC70 で合意された。

### 3. バラスト水処理装置の承認

MEPC68 以降、最現行 G8 ガイドラインに従って主管庁による型式承認を取得し、実際に船舶に搭載可能な装置の数は、活性物質を用いない装置も含め 69 件となった。